

(社)本郷法人会会員の皆様へ**お得なお知らせ**です。

とうきょう共済の共済制度のご案内

『火災保険を他社のものと見直しをしたいがどうだろうか？』
『今の保険金額のままでいいのかな？』
『いざという時の支払いはどうなるのだろうか？』

※(社)本郷法人会では、
ご訪問し親切丁寧に説明する、中小企業者のための
とうきょう共済 をおすすめしています。

火災共済

1. 非営利団体のため安い掛金 でご加入できます

一般の火災保険に比べスリムな掛金の為、
経費節減が出来ます!!
※条件により異なる場合があります。

2. 剰余金の還元

決算の結果、剰余金が生じ、その契約が
無事故の場合、利用分量配当で還元致します
(平成21年度5%配当割戻し! 2年目以降は
更に経費削減に!)


3. 万一のときも、共済金の 支払いは迅速かつ有利です

※事故の内容により、お時間を頂く場合が
あります。

4. 法人・個人問わずご契約で きます(従業員の方もご契約 できます)。法人会が窓口(代 理所)ですので安心です

中小企業者専門の都内唯一の共済組織です。

自動車総合共済

 国内損保よりも掛金が安く、
経費の削減につながります
※条件により異なる場合があります。

各種お得な割引制度

★ 予約割引(5%)、新車割引、ゴールド免許割引、
福祉関連割引(3%~10%)、など。

早くて親身な事故処理サービス

★ 万一の事故の場合、事故処理の専門家が迅速に相
手と対応します。
★ 加害事故では最後まで示談交渉を行います。また、
被害を受けた事故の場合は、解決へのアドバイスを
致します。

小さな事故なら割引等級が 下らず掛金が上がりません

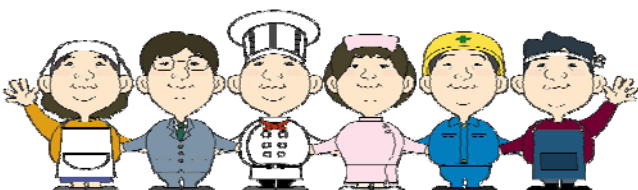
★ 独自の見舞金制度
対人事故(被害者1名につき死亡10万円治療2
万円)のお見舞金をお支払いします。
対物事故による損害が3万円以下の場合、お見
舞金としてお支払いします。

3台以上の一括契約で 多数割引を適用します

(5%割引)

(元受 全国中小企業共済協同組合連合会)

**法人・個人問わずご契約でき
ます(従業員の方もご契約でき
ます)**



FAX連絡票

FAX 03-3545-8606

とうきょう共済(本郷法人会担当) 御中

- 資料を送ってほしい
 - 火災共済
 - 自動車総合共済
- 加入手続きをしたい
- 説明を聞きたい
- 見積りを送ってほしい

現在ご加入の保険証書と車検証の写し・コピーを、FAXにてお知らせ下されば、すぐにお見積り致します。
(※お電話でのご連絡・お問合せでも結構です。折り返し担当者からご連絡させていただきます)

◎現在ご加入中の火災・自動車保険の満期日をお知らせ下さい

1月	4月	7月	10月
2月	5月	8月	11月
3月	6月	9月	12月

お名前・会社名	氏名	会社名
御住所	〒	
TEL / FAX	TEL	FAX
送付枚数	合計	枚

<お問合せ先> **とうきょう共済** 東京都火災共済協同組合 東京都中小企業共済協同組合
中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館2階 TEL 03-3542-0271 FAX 03-3545-8606

担当:小島 暁史

<代理所> 社団法人 本郷法人会
文京区本郷 3-26-8 数寄屋ビル 2階 TEL 03-3812-0595 FAX 03-3815-2401

(個人情報の取扱いに関する重要事項)

とうきょう共済(東京都火災共済協同組合・東京都中小企業共済協同組合)では、ご提供いただく個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律を遵守すると共にその安全管理に努めています。

* 詳細についてはホームページに掲載しています。* とうきょう共済 <http://www.tokyo-kyosai.or.jp/>